

令和2年5月7日

登録事業者 各位 殿

岡山市北区厚生町3-1-15
一般社団法人 岡山ビルメンテナンス協会
会長 小川 昌作
(公印省略)

清掃作業従事者研修指導者講習会(新規・再講習)の
認定期間延長証明書について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、4月24日付にてお知らせいたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う清掃作業従事者研修指導者講習会の延期の場合、認定期間延長の特別措置を(公社)全国ビルメンテナンス協会が企業の申請により認定期間延長証明書を発行しますので、下記により提出していただきますようよろしくお願いいたします。 敬具

記

1 提出(申請)書類

清掃作業従事者研修指導者講習会 認定期間延長証明書(別紙様式)

※認定書(写)も併せて添付してください。

※岡山協会HPに申請様式を掲載しております。

2 提出期日

令和2年5月21日(木)必着

3 提出先(FAX)

岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所2階

(一社)岡山ビルメンテナンス協会

FAX(086-221-1031)

※清掃作業従事者研修実施状況報告書の証明と一緒に提出可です。

4 添付書類

「企業講師研修(清掃作業従事者研修指導者講習会)認定期間延長の特別措置・・・1葉

以上

担当

一般社団法人岡山ビルメンテナンス協会 山崎

☎ 086-225-8660 FAX 086-221-1031

「企業講師研修（清掃作業従事者研修指導者講習会）」
認定期間延長の特別措置について

2020年4月28日

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

企業講師研修認定者の認定期間延長の特別措置について、下記の全ての事項に該当する者には、企業あるいは本人の申請により、認定期間延長証明書を発行する。

1. 特別措置の適用範囲

新型コロナウイルス感染症の影響により、都道府県ビルメンテナンス協会が延期もしくは中止の判断をした場合。都道府県協会の届け出（開催予定日・開催中止の事由）により、全国協会が承認する。

なお、開催予定日が2020年2月1日以降の研修から当面の間、適用する。特別措置を解除する時期は、別途通知する。

2. 特別措置の適用者

下記の全てを満たす場合。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により延期もしくは中止の判断をした都道府県協会の企業講師研修認定者。
- ②開催予定日より、6ヶ月以内に認定期間の満了日を迎える者。
※例えば、2020年5月20日が開催予定日だった場合、2020年5月15日に満了日を迎える者は条件を満たすが、2019年5月15日に満了日を迎えた者は条件を満たさない。

3. 特別措置の適用期間

認定期間が切れる日から1年とする。

4. 申請方法

- ①都道府県協会は該当企業（もしくは個人）に対し、企業講師研修の延期・中止のお知らせと、認定者の認定期間延長の案内をする。
- ②都道府県協会は該当企業（もしくは個人）から提出された、認定期間延長証明書をとりまとめ、条件を満たすか確認する。
- ③都道府県協会は認定期間延長申請書、及びとりまとめた認定期間延長証明書を全国協会にメールで送付する。
- ④全国協会は、認定期間延長証明書に押印をした後、都道府県協会に郵送する。
- ⑤都道府県協会は該当企業（もしくは個人）に配布する。